

令和8年4月吉日

保護者の皆様へ

津山市立津山東中学校
校長 有元 満治

津山東中学校での基本的なルールについて

陽春の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。平素より、本校の教育に多大なご理解とご支援を賜り感謝いたしております。

さて、本校では、生徒が安全・安心に学ぶことができる学校、保護者の皆様から信頼される学校をめざして、下記のような校内ルールを定め、サービスの厳正に努めています。

この件に関してお問い合わせがありましたら、学校（教頭）までご連絡ください。

記

1. 情報管理について

○個人情報に関わる書類や電子データの校外への持ち出しはしない。業務上やむを得ず持ち出す場合は、校長に許可を得て、暗号化またはパスワードを設定する。

2. スマートフォン・携帯電話の取扱について

○生徒との間で携帯電話の番号やメールアドレス等の交換、携帯電話や私的な電子メールやSNS等でのやりとりは禁止とする。必要な場合は、保護者を通じて連絡をとる。

○生徒の安全確保を図るため等、緊急の連絡先として生徒の携帯電話の番号等を取得したり交換したりする場合には必要最小限度の範囲とし、管理職の承認と保護者の承諾を得る。

○校内では、許可なくスマートフォンを使用・持ち歩きをしない。

3. 生徒との面談や相談、個別指導について

○生徒の相談を受けたり、個別指導を行ったりする場合は、あらかじめ生徒名、指導目的、場所等について管理職や他の教職員に告げてから行う。

○原則として、複数の教職員により対応する。やむを得ず、1対1で面談等を実施する場合は、密室状態にならないように配慮する。

○個別の相談や進路指導、生徒指導上の指導を行った場合は、必ず文書で記録を残す。指導にあたっては生徒の気持ちにより添う指導に努め、生徒指導上の問題行動には毅然とした対応をする。

4. 教職員の車への同乗について

○教職員の車には生徒を同乗させない。緊急時やむを得ず、生徒を車に同乗させる必要がある場合は、事前に保護者の承諾や管理職の許可を得る。

5. 公金管理について

○教材費、部活動での徴収金等を一時的に保管する場合は、金庫で管理する。

○複数の教職員でチェックし、通帳管理をする。

○年1回は保護者等による監査を受ける。

【相談窓口】

津山東中学校 教頭 片山

TEL (0868) 26-1413